

宜野湾市統合型 GIS（固定資産 GIS・公開型 GIS 含む）構築・保守業務委託  
公募型プロポーザル募集要領

令和元年 8 月  
宜野湾市 総務部 税務課

## 1. 業務概要

---

- (1) 業務名 : 宜野湾市統合型 GIS (固定資産 GIS・公開型 GIS 含む) 構築・保守業務委託
- (2) 目的 : 本業務において、庁内の GIS 環境を統合することにより、全体投資の最適化及び、情報共有による庁内業務の更なる効率化・高度化を図ることを目的とする。また、複数システムで庁外に公開している都市計画関連情報及び地図情報を統合することにより、庁外からの地図情報取得をより安易なものとし、市民の利便性向上を図ることを目的とする。
- (3) 業務期間 : 契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする  
※システムの稼働は令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までとする。
- (4) 業務内容 : 「宜野湾市統合型 GIS (固定資産 GIS・公開型 GIS 含む) 構築・保守業務委託基本仕様書」のとおりとする。

## 2. 業務に要する費用 (見積上限額)

---

37,401,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

この金額は契約額や予定価格を示すものではない。なお、参考見積書の金額がこの業務に要する費用 (見積上限額) を超過した場合は失格とする。

年 度	年度別上限額 (円)
令和元年度	7,744,000
令和 2 年度	4,665,000
令和 3 年度	6,248,000
令和 4 年度	6,248,000
令和 5 年度	6,248,000
令和 6 年度	6,248,000
合計	37,401,000

## 3. 参加資格

---

プロポーザルに参加できる者 (提案者となろうとする者) は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 市に建設工事、測量等建設コンサルタント業務又は役務、物品の製造及び購入等に係る競争入札参加資格審査申請書 (以下、「入札参加資格」という。) を提出していること。
- (2) 宜野湾市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。  
※ 公募開始日から受託候補者決定の日まで
- (3) 地方自治法施行令 (昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

- (4) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号から第 6 号までに該当する団体又は団体に属している者でないこと。また、同法第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している者でないこと。
- (7) 沖縄県内に本社、本店、支社、支店、営業所等を有する業者であること。
- (8) 本店または支店、営業所等の所在する市町村税の滞納がないこと。
- (9) 地方公共団体における統合型 GIS・固定資産 GIS・公開型 GIS の導入実績を有すること。
- (10) 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)において LGWAN-ASP サービスリストに登録される「地理情報共有」に分類されるサービスを運営する者。
- (11) プライバシーマーク(JIS Q 15001)または ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)(ISO/IEC 27001、JIS Q 27001)の認証を取得していること。

#### 4. 日程(全体スケジュール)

令和元年	
8月26日	公募開始
8月26日 ～8月30日	参加申請書等及び質問書の受付
9月6日まで	質問への回答
9月9日 ～9月17日	企画提案書等の受付
9月25日	第1次審査(書類審査) ※応募少数の場合は省略
9月30日	第2次審査(プレゼンテーション等)
10月4日	審査結果の通知
10月中旬	契約締結
令和2年	
4月1日	業務開始

#### 5. 提案に必要な書類の作成、提出等

##### (1) 提出書類・必要部数

- ① 参加申請に必要な書類・・・原本1部
  - ア 参加申請書兼誓約書(様式2)
  - イ 本業務の契約先事業所が所在する市町村税の「滞納のない証明」

② 企画提案に必要な書類・・・原本1部、副本9部（紙媒体）、1部（電子媒体）

- ア 企画提案書等提出届（様式3）
- イ 会社概要（様式4）
- ウ 業務実績調書（様式5）
- エ 業務体制（様式6）
- オ 主任技術者及び担当技術者の経歴及び実績等調書（様式7）
- カ 企画提案書（任意様式）
- キ システム機能要件定義書（様式8）
- ク 参考見積書（任意様式）

※提出する全ての書類を、ファイル1冊に編綴し提出すること。その際、上記②に記載されているア～クの書類の順に綴り、目次、ページ番号及びインデックスを付すこと。

(2) 企画提案書、システム機能要件定義書、参考見積書の記載項目

① 企画提案書（任意様式）

企画提案書の記載事項は以下の通りとする。様式は任意形式とするが、A4縦長左綴じとし、本編及び概要版の2冊作成すること。ページ数は本編60ページ以内、概要版30ページ以内（どちらも表紙、目次を含めない）とする。ただし、図表等については必要に応じA3折り込み可（Z折）とし、2ページ分として取り扱うこと。

- ア 業務実施方針
- イ 業務実施工程
- ウ 各システム概要
- エ データ移行
- オ 情報セキュリティ対策
- カ 運用・保守
- キ その他提案

② システム機能要件定義書（様式8）

本市のシステム調達仕様について機能実現を確認するものであり、各項目の対応欄に対応状況を記載すること。備考欄の記入にあたっては、欄に書ききれない場合は、別紙（A4サイズ任意様式）の添付でも差支えない。

「○」 標準機能で対応可能

（稼働日前に標準機能のバージョンアップ対応も含む）

「△」 無償カスタマイズ又は代替機能で対応可能

「×」 有償カスタマイズ又は対応不可

③ 参考見積書（任意様式）

- ア 本要領及び基本仕様書に記載している内容に基づき、見積書を作成すること。
- イ 費用については年度ごとの内訳がわかるよう記載し、「システムの構築に係る費用」及び「システムの運用保守、または利用料」の積算根拠がわかるよう、単価や数量等を含め、できるだけ詳細に記載したものを別紙（A4版任意様式）で作成し添付すること。

### (3) 提出期限等

#### ① 提出期限（必着）

ア 参加申請書兼誓約書（様式2）等：令和元年8月30日（金）17時15分まで

イ 企画提案書等提出届（様式3）等：令和元年9月17日（火）17時15分まで

#### ② 提出場所：宜野湾市総務部税務課（宜野湾市役所2階）

#### ③ 提出方法：持参又は郵送によること。

持参の場合は、8時30分～12時、13時～17時15分の間持参するものとする。郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

## 6. 質問の受付及び回答

---

(1) 受付期間: 令和元年8月30日（金）17時15分まで（必着）

(2) 提出方法: 別添の質問書（様式1）により、1者あたり10問までとし、宜野湾市総務部税務課代表アドレス [Soumu06@city.ginowan.okinawa.jp](mailto:Soumu06@city.ginowan.okinawa.jp) に電子メールで提出すること。なお、質問が10問以上の場合は受け付けない。

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

※質問は、本要領、基本仕様書及び提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けないものとする。

(3) 回答日: 令和元年9月6日（金）まで

(4) 回答方法: 全ての参加者へ電子メールにて回答

## 7. 審査方法、結果通知等

---

宜野湾市職員で構成する「宜野湾市統合型GIS（固定資産GIS・公開型GIS含む）構築・保守業務委託業者選定委員会」（以下、選定委員会という。）において審査する。

### (1) 審査方法

#### ① 第1次審査（書類審査）※提案者多数の場合のみ実施

提出された企画提案書等を下記8で示す評価項目に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。提案者が5者以上の場合は第1次審査により4者を選定し、第2次審査参加者とし、提案者が4者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びプレゼンテーション等による審査を実施できるものとする。

#### ② 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション等を実施し、下記8で示す審査基準に基づいてプレゼンテーション等の内容で再評価し、最も優れている提案を決定する。

ア プレゼンテーション時間は45分・質疑応答時間は15分を想定。機器の設置準備等は5分以内とし、5分を超える場合はプレゼンテーション時間を含むものとして扱う。

イ プレゼンテーション出席者は5名以内とし、本業務に従事する主任技術者又は担当技術者いずれか1名以上は必ず参加すること。

ウ プレゼンテーションは提案者が準備する端末で行うこと。  
※プロジェクター（EPSON 製 EH-TW410）、電源、延長コードは事務局にて準備する。

エ 第2次審査開催日時の詳細については、一次審査結果通知時に通知する。

第2次審査実施日予定：令和元年9月30日

(2) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を書面により通知する。なお、選考された者のみ（第1次審査を省略した場合を含む）、プレゼンテーション等を実施する旨を書面により通知する。また、審査結果についての異議申し立ても受け付けない。

② 第2次審査

審査結果は、本市ホームページにて掲載するとともに、別途提案者に審査結果を書面により通知する。なお、電話による質問、審査経過に関する質問には一切回答しない。また、審査結果についての異議申し立ても受け付けない。

(3) 選定委員会

選定委員会の会議は、非公開とする。また、委員は提案者と委員の不正行為目的の接触を防ぐ等の理由から選定までの間は公表しない。

8. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

評価項目	評価事項	配点(1,000点満点)
基本事項	会社概要・業務実績・業務実施体制等	100点
提案内容 システム機能要件定義書	業務実施方針 業務実施工程 システム概要 データ移行 情報セキュリティ対策 運用保守体制及び支援 プレゼン内容 その他、独自提案等 システム機能要件定義書の充足度	800点
価格	費用の低減効果とその妥当性	100点

9. 受託候補者の選定

① 選定委員会において、企画提案書等の書類及びプレゼンテーション等の内容を総合的に評価し、加点方式により評価を行う。その際、合計点の高い順に順位付けし、順位を1位とした委員の数が最も多い者を受託候補者として選定し、次に多い者を次点として取り扱う。

- ② 上記①において、順位を1位とした委員の数が同数の場合は、全委員の合計点数が最も高い者を選定し、次に高い者を次点として取り扱う。
- ③ 上記②において、全委員の合計点数が最も高い者が複数ある場合は、順位を2位とした委員の数が最も多い提案を選定する。以下、同数の場合はこれを準用し選定する。
- ④ 上記①から③にかかわらず、全委員の合計点数が配点合計の60%未満の場合は選定できない。

## 10. 失格事項

---

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限までに企画提案書等提出届（様式3）の提出がない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) プレゼンテーション等に出席しなかった場合
- (4) 参考見積書の金額が、業務に要する費用（見積上限額）を超過したもの

## 11. 契約

---

受託候補者決定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行う。なお、その際には、決定された者は改めて見積書を提出するものとする。

なお、受託候補者が前記の失格事項に該当することが認められた場合、又は市との契約交渉が不調になったと市が判断した場合は、次点の者から順に契約交渉を行うこととする。

## 12. その他留意事項

---

- (1) 提出期限以降における書類の修正又は差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却しないとともに、提案者の決定以外には無断で使用しない。
- (3) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提案を辞退する場合は、辞退届（様式9）を提出すること。
- (5) 業務体制（様式6）に記載した配置予定の担当者等は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、市と協議の上で決定するものとする。
- (6) 提案内容は、受託候補者と協議の上で修正する場合がある。

## 13. 担当部署（提出・問合せ先）

---

〒901-2710 宜野湾市野嵩 1-1-1

宜野湾市役所 総務部税務課 担当：新城、米須、仲松

電話 098-893-4411 内線 536

FAX 098-892-7022

E-mail [Soumu06@city.ginowan.okinawa.jp](mailto:Soumu06@city.ginowan.okinawa.jp)